

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

12問

(注) 解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答えの欄に正しく記入(マーク)すること。

[1] 次の記述は、無線局の開設について述べたものである。電波法(第4条及び第110条)の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

① 無線局を開設しようとする者は、 A を受けなければならない。ただし、 B 無線局で総務省令で定めるもの等電波法第4条(無線局の開設)ただし書に定めるものについては、この限りでない。

② ①による A が無いのに無線局を開設した者は、 C に処する。

A	B	C
1 総務大臣の免許	発射する電波が著しく微弱な	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
2 総務大臣の免許	小規模な	2年以下の懲役又は200万円以下の罰金
3 総務大臣の登録	発射する電波が著しく微弱な	2年以下の懲役又は200万円以下の罰金
4 総務大臣の登録	小規模な	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

[2] 無線局の予備免許を受けた者が総務大臣から指定された工事落成の期限(工事落成の期限の延長があったときは、その期限)経過後2週間以内に電波法第10条(落成後の検査)の規定による工事が落成した旨の届出をしないときは、総務大臣からどのような処分を受けるか。電波法(第11条)の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許を拒否される。
- 2 無線局の予備免許を取り消される。
- 3 速やかに工事を落成するよう命ぜられる。
- 4 工事落成期限の延長の申請をするよう命ぜられる。

[3] 次の記述は、電波の質について述べたものである。電波法(第28条)の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

送信設備に使用する電波の周波数の A、 B 電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。

A	B
1 偏差	高調波の強度等
2 偏差	空中線電力の偏差等
3 偏差及び幅	高調波の強度等
4 偏差及び幅	空中線電力の偏差等

[4] 次の記述は、「周波数の許容偏差」及び「占有周波数帯幅」の定義を述べたものである。電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 「周波数の許容偏差」とは、発射によって占有する周波数帯の中央の周波数の割当周波数からの許容することができる最大の偏差又は発射の A からの許容することができる最大の偏差をいい、百万分率又はヘルツで表す。
- ② 「占有周波数帯幅」とは、その上限の周波数を超過して輻射され、及びその下限の周波数未満において輻射される平均電力がそれぞれ与えられた発射によって輻射される全平均電力の B に等しい上限及び下限の周波数帯幅をいう。ただし、周波数分割多重方式の場合、テレビジョン伝送の場合等 B の比率が占有周波数帯幅及び必要周波数帯幅の定義を実際に適用することが困難な場合においては、異なる比率によることができる。

A	B
1 特性周波数の基準周波数	1 パーセント
2 特性周波数の基準周波数	0.5パーセント
3 特性周波数の割当周波数	1 パーセント
4 特性周波数の割当周波数	0.5パーセント

[5] 次の記述は、高圧電気に対する安全施設について述べたものである。電波法施行規則（第22条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

高圧電気（高周波若しくは交流の電圧300ボルト又は直流の電圧 A を超える電気をいう。）を使用する電動発電機、変圧器、ろ波器、整流器その他の機器は、外部より容易に触れることができないように、絶縁遮蔽体又は B の内に收容しなければならない。ただし、 C のほか出入できないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。

A	B	C
1 750ボルト	接地された金属遮蔽体	取扱者
2 750ボルト	金属遮蔽体	無線従事者
3 900ボルト	接地された金属遮蔽体	無線従事者
4 900ボルト	金属遮蔽体	取扱者

[6] 次に掲げるもののうち、第一級陸上特殊無線技士の資格を有する者が行うことができる無線設備の操作に該当するものはどれか。電波法施行令（第3条）の規定に照らし、正しいものを1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 陸上の無線局の空中線電力500ワット以下の多重無線設備（多重通信を行うことができる無線設備でテレビジョンとして使用するものを含む。）で30メガヘルツ未満の周波数の電波を使用するものの技術操作
- 2 陸上の無線局の空中線電力500ワット以上の多重無線設備（多重通信を行うことができる無線設備でテレビジョンとして使用するものを除く。）で30メガヘルツ以上の周波数の電波を使用するものの技術操作
- 3 陸上の無線局の空中線電力10ワット以下の無線設備（多重無線設備を除く。）の技術操作
- 4 陸上の無線局の空中線電力500ワット以下の多重無線設備（多重通信を行うことができる無線設備でテレビジョンとして使用するものを含む。）で30メガヘルツ以上の周波数の電波を使用するものの技術操作

[7] 次の記述は、無線局の運用について述べたものである。電波法（第53条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局を運用する場合においては、 A、識別信号、 B は、免許状又は登録状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

A	B
1 無線設備の設置場所	電波の型式、周波数及び空中線電力
2 無線設備の設置場所	電波の型式及び周波数
3 無線設備の工事設計	電波の型式、周波数及び空中線電力
4 無線設備の工事設計	電波の型式及び周波数

[8] 次の記述は、一般通信方法における無線通信の原則について述べたものである。無線局運用規則（第10条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 必要のない無線通信は、これを行ってはならない。
- ② 無線通信に使用する用語は、できる限り A。
- ③ 無線通信を行うときは、自局の B、その出所を明らかにしなければならない。
- ④ 無線通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、 C しなければならない。

A	B	C
1 簡潔でなければならない	識別信号を付して	直ちに訂正
2 簡潔でなければならない	電波の発射場所を付して	通報の送信終了後に一括して訂正
3 略語を使用しなければならない	識別信号を付して	通報の送信終了後に一括して訂正
4 略語を使用しなければならない	電波の発射場所を付して	直ちに訂正

[9] 次の記述は、総務大臣が行う無線局（登録局を除く。）に対する免許内容の変更命令について述べたものである。電波法（第71条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、 A 必要があるときは、無線局の B に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の C の指定を変更し、又は人工衛星局の無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。

A	B	C
1 混信の除去その他特に	目的の遂行	電波の型式若しくは周波数
2 混信の除去その他特に	運用	周波数若しくは空中線電力
3 電波の規整その他公益上	目的の遂行	周波数若しくは空中線電力
4 電波の規整その他公益上	運用	電波の型式若しくは周波数

[10] 次の記述は、非常の場合の無線通信について述べたものである。電波法（第74条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生する虞^{おそれ}がある場合においては、人命の救助、災害の救援、 A の確保又は秩序の維持のために必要な通信を B に行わせることができる。
- ② 総務大臣が①の規定により B に通信を行わせたときは、国は、その通信に要した実費を弁償しなければならない。

A	B
1 交通通信	無線局
2 電力の供給	電気通信事業者
3 交通通信	電気通信事業者
4 電力の供給	無線局

[11] 無線従事者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、総務大臣からどのような処分を受けることがあるか。電波法（第79条）の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線設備の操作の範囲の制限
- 2 6箇月以内の期間を定めてその無線通信の業務に従事することを停止
- 3 無線従事者が従事する無線局の運用の停止
- 4 無線従事者の免許の取消し

[12] 次の記述は、無線局の廃止等について述べたものである。電波法（第22条から第24条まで）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許人（包括免許人を除く。）は、その無線局を A ときは、その旨を総務大臣に B 。
- ② 免許人（包括免許人を除く。）が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。
- ③ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、 C 以内にその免許状を返納しなければならない。

A	B	C
1 廃止した	届け出なければならない	3箇月
2 廃止した	申請しなければならない	1箇月
3 廃止する	届け出なければならない	1箇月
4 廃止する	申請しなければならない	3箇月